

豊洲地区用地（区域2）における土壌調査結果と今後の対応について

東京ガス株式会社
東京ガス豊洲開発株式会社

東京ガス豊洲開発(株)（東京ガス100%出資子会社、本社：東京都港区海岸1-5-20、社長：柳沢 道夫）は、豊洲地区等において土地や建物の賃貸や管理事業を行っており、昨年2月までに豊洲地区土地区画整理事業により豊洲地区用地（区域2）の換地を受け所有しております。当該用地においては、換地前の所有者である東京都ならびに東京電力(株)が行った土壌調査の結果、「土壌汚染対策法」ならびに「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下、「都条例」）の基準値を上回る特定有害物質（砒素、フッ素、鉛）が検出されておりました。

東京ガス豊洲開発(株)が、「土壌汚染対策法」の手続きを進めるにあたり、当該用地の一部について申請の範囲を絞り込むための土壌調査を昨年8月から10月に行い、換地前の所有者による調査結果に比べ高い濃度の特定有害物質（砒素）が検出されました。この調査結果を換地前の所有者の調査結果と合わせて、「土壌汚染対策法」に基づき昨年10月に東京都に報告しております。

なお、当該用地は、土地区画整理事業により東京都が地表面から約3mを健全土で覆っているため、汚染の確認された土壌が飛散することはないと判断しております。また東京都の調査結果から、近傍において地下水の飲用井戸はないとの連絡を受けており、周辺的生活環境への影響はないものと判断しております。

また、当該用地の一部は外部事業者へ貸し出しており、このほど、当該事業者が「都条例」第117条3項の手続きを行い、申請対象の範囲に基礎杭を打設する工事に着手することから公表いたします。

東京ガス豊洲開発(株)といたしましては、今後につきましても、当該用地において掘削を伴う工事を実施する際には、「土壌汚染対策法」ならびに「都条例」に基づき、適切に対応してまいります。

何卒、ご理解のうえ、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 調査に至った経緯について

当該用地のうち東京都が所有していた部分については2002年12月から2003年2月に東京都が「都条例」に則った約30mメッシュによる土壌調査を行い、「砒素」と「鉛」について基準値を上回るデータが確認されておりました。このたび、東京ガス豊洲開発(株)が「土壌汚染対策法」の手続きを進めるにあたり、基準値を上回るデータが確認されていた範囲について、申請の範囲を絞り込むことを目的に「土壌汚染対策法」ならびに「都条例」に準拠した10mメッシュによる土壌調査を昨年8月から10月に実施いたしました。

なお、当該用地のうち東京電力(株)が所有していた部分については2010年7月から9月に同社が「土壌汚染対策法」ならびに「都条例」に準拠した10mメッシュによる土壌調査を行っていることから、改めて絞り込み調査は行っておりません。

2. 土壌調査方法・結果について

(1) 調査方法について

「土壌汚染対策法」ならびに「都条例」に準拠した方法により、東京都の調査で基準値を超える「砒素」と「鉛」が確認された範囲に10mメッシュで調査ポイントを選定し、そのポイントにおいて深さ方向のボーリング調査と地下水の汚染状況について調査を行いました。

(2) 調査結果について

下記のとおり、一部で換地前の所有者が行った調査結果を上回る値が確認されました。

項目		基準値超過メッシュ数 (超過メッシュ/調査メッシュ数) ※10mメッシュ	基準超過検体数 (超過検体数/ 調査検体数)	データの 最大値 (A)	基準値 (B)	最大超過 倍率 (A/B)
土壌 溶出量 [mg/l]	砒素	78/78	378/593	0.52	0.01	52.0
地下水 [mg/l]	砒素	28/78	28/78	0.033	0.01	3.3

※なお、「鉛」については、土壌溶出量について基準値を超過したデータはなく、地下水については汚染が確認されませんでした。

3. 汚染発生の推定原因について

当該用地は、土地区画整理事業により換地された土地であり、換地前の所有者からは特定有害物質の使用履歴はなく汚染の発生原因は特定できていないと聞いております。また、換地後においても東京ガス豊洲開発㈱は、特定有害物質を使用しておりません。

4. 周辺への影響について

現在、貸出先の事業者が造成工事を行っておりますが、土地区画整理事業によって地表面から約3m覆われた健全土の範囲内での施工のため、汚染が確認された土壌が飛散することはなく、また、東京都の調査結果から、近傍において地下水の飲用井戸はないとの連絡を受けており、周辺的生活環境への影響はないものと判断しております。

5. 当面に予定している工事の対応について

貸出先の事業者が、申請対象の範囲に基礎杭を打設する工事を2月下旬に予定しております。施工にあたっては2月1日に届け出た都条例第117条3項「汚染拡散防止計画書」に基づき適切に対応してまいります。

また今後、大規模な開発に伴う工事等を行う場合には、「土壌汚染対策法」ならびに「都条例」に基づき、適切に対応してまいります。

(参考) 換地前の所有者による土壌調査結果について

・東京都の調査結果（2002年12月～2003年2月実施）

項目		基準値超過メッシュ数 (超過メッシュ/調査メッシュ数) ※約30mメッシュ	基準超過検体数 (超過検体数/ 調査検体数)	データの 最大値 (A)	基準値 (B)	最大超過 倍率 (A/B)
土壌 溶出量 [mg/l]	砒素	9/26	28/42	0.061	0.01	6.1
	鉛	1/26	1/7	0.024	0.01	2.4

・東京電力㈱の調査結果（2010年7月～9月実施）

項目		基準値超過メッシュ数 (超過メッシュ/調査メッシュ数) ※10mメッシュ	基準超過検体数 (超過検体数/ 調査検体数)	データの 最大値 (A)	基準値 (B)	最大超過 倍率 (A/B)
土壌 溶出量 [mg/l]	砒素	1/3	7/7	0.086	0.01	8.6
	フッ素	1/3	6/7	1.8	0.8	2.3
地下水 [mg/l]	フッ素	1/3	1/3	1.1	0.8	1.4